

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

平成 26 年 6 月 10 日

収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業・基礎科学課長

島 内 俊 幸

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 品名及び数量 照射・結晶構造ビームライン B L 0 9 A 改造 (第 期) 業務
- (2) 調達物品の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入場所 鳥栖市弥生が丘八丁目 7 番地 佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター内 B L 0 9 A
- (4) 納入期限 平成 27 年 3 月 20 日 (金)
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 108 を乗じて得た金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格及び条件

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程 (昭和 41 年佐賀県告示第 129 号) 第 1 条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当

- する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 調達物件又は同種同程度の物件を、納入先の求めに応じて確実に納入できると認められること。
- (8) 調達物件の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。

(9) 県が別途設置する技術審査会の技術審査の結果、入札説明書に示した物件の提供が可能であると認められること。

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書に必要事項を記入の上、(1)の場所に直接持参して提出すること。

(1) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当（本館1階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7194

電子メールアドレス soumujimu@pref.saga.lg.jp

(2) 申請書様式の入手先

(1)の部局又は佐賀県ホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

### 4 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は入札参加申込書その他提出書類を平成26年7月1日(火)午後5時までに、5の(1)の担当課へ直接持参し、又は郵送すること。提出された書類を審査の上、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の参加者とする。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

入札参加資格の確認結果は、同月15日(火)までに通知する。

### 5 入札手続等に関する事項

(1) 担当課

佐賀県農林水産商工本部新産業・基礎科学課（新行政棟6階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

電話番号 0952-25-7129

電子メールアドレス shinsangyou@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成 26 年 6 月 10 日（火）から同年 7 月 1 日（火）午後 5 時まで佐賀県ホームページに掲載するとともに、(1)の担当課において随時交付する（土曜日及び日曜日を除く。）。

(3) 入札書の提出方法

(1)の担当課若しくは(4)の場所に直接持参し、又は(1)の担当課に郵送すること。郵送の場合は書留郵便等配達記録が残る方法により、平成 26 年 7 月 22 日（火）正午までに必着とする。

期限を過ぎて到着した入札書は無効とし開封は行わない。

(4) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 新行政棟 6 階 61 号会議室

イ 日時 平成 26 年 7 月 22 日（火）午後 3 時

6 その他

(1) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積金額の 100 分の 5 以上に相当する金額を納付すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）第 104 条第 1 項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実に認められる社債 額面金額又

は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額

(イ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証し、若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除することができる。

(ア) 佐賀県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 過去2年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行したことを証明する書類を提出する場合

## (2) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、(1)のイの(ア)から(カ)までに掲げる価値の担保を供することができる。

ウ 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(ア) 佐賀県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結し、その証書を提出する場合

(ウ) 過去 2 年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行したことを証明する書類を提出する場合

(エ) 法令の規定に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供された場合

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者

オ 1 人で 2 以上の入札をした者

カ 代理人でその資格のないもの

キ アからカまでに掲げるもののほか、法令又は入札に関する条件に違反した者

(4) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の当該入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、調査の上、その者を落札者としなないことがある。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

(1) The nature and quantity of the products or services to be procured:  
1 set of modification of exposure and crystal structure analysis beamline, BL09A, (the first phase).

(2) Fulfillment Period: Friday, March 20, 2015.

(3) Delivery place:

BL09A, SAGA Light Source Kyushu Synchrotron Light Research Center  
8-7, Yayoigaoka, Tosu City, Saga Prefecture, 841-0005 Japan.

(4) Access to bidding manual: The bidding manual will be posted on the Saga Prefectural website from June 10, 2014 to July 1, 2014.

(URL: <http://www.pref.saga.lg.jp/>)

(5) Date and time for the opening bids and tenders: The meeting for tenders will begin promptly at 3:00 p.m. on July 22, 2014.

If sending by mail, tenders must be received by noon on July 22, 2014.

If submitting in person, tenders must be received by 3:00 p.m. on July 22, 2014 to Conference Room 61 (6F), New Administrative Building, 1-1-59, Jonai, Saga-City

(6) Contact information:

New Industry & Fundamental Science Division

Agriculture, Forestry, Fisheries and Commerce Head Office

Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai,

Saga-City, Saga Prefecture, 840-8570, Japan

Tel. 0952-25-7129 Fax. 0952-25-7282